

処 分 基 準

平成22年1月12日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の4第2項
処 分 の 概 要：許可猟銃等に係る打刻命令
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、同第4条の4第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：所持者の住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
備 考：